

## 台風等に対する全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日教務委員会決定  
平成19年10月22日教務委員会一部改正

この申合せは、台風及び積雪（以下「台風等」という。）による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験（以下「授業等」という。）の休講等の措置に関し、必要な事項を定める。

### 1. 台風の接近による全学的休講措置の取扱い

#### (1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時から午前11時までに次のいずれにも該当する場合は、当日の午前の授業は休講とし、午前の定期試験は延期する。

- ① 台風により、長崎県南部に長崎海洋気象台が発表する暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合
- ② 次の2つ以上の公共交通機関が長崎市（旧市域）全線不通の場合

長崎バス、長崎電気軌道、長崎県営バス、JR長崎本線（諫早～長崎間）

#### (2) 午後の授業等の休講措置等

午前11時から午後4時までに1の(1)の①及び②に該当する場合は、当日の午後の授業は休講とし、午後の定期試験は延期する。

#### (3) 経済学部夜間主コースの授業等の休講措置等

午後4時から午後8時までに1の(1)の①及び②に該当する場合は、当日の経済学部夜間主コースの授業は休講とし、定期試験は延期する。

### 2. 積雪による全学的休講措置の取扱い

#### (1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時に、積雪により次の2つ以上の公共交通機関が長崎市（旧市域）全線不通の場合は、当日の午前の授業は休講とし、午前の定期試験は延期する。

長崎バス、長崎県営バス、長崎電気軌道、JR長崎本線（諫早～長崎間）

#### (2) 午後の授業等の休講措置等

午前11時に、積雪により公共交通機関が2の(1)に該当する場合は、当日の午後の授業は休講とし、午後の定期試験は延期する。

#### (3) 経済学部夜間主コースの授業等の休講措置等

午後4時に、積雪により公共交通機関が2の(1)に該当する場合は、当日の経済学部夜間主コースの授業は休講とし、定期試験は延期する。

### 3. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

### 4. 警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。

### 5. 休講措置等の決定

- (1) 1及び2の取扱い基準に該当する事態が発生した場合は、全学教育科目の授業については長崎大学大学教育機能開発センター長（以下「センター長」という。）が、学部等の専門教育科目の授業等については部局長が休講措置等を決定するものとする。

ただし、センター長又は部局長が学生の安全確保上必要があると判断した場合は、1及び2の取扱い基準に該当しない場合でも、休講措置等の決定を行うことができるものとする。

- (2) 部局長は、学部等における休講措置等の決定を理事（教育・情報担当）に報告するものとする。

### 6. その他

地震等不測の事態が発生した場合における休講措置等は、全学教育科目の授業についてはセンター長が、学部等の専門教育科目の授業等については部局長が適宜状況を判断の上、行うものとする。

(参考) 気象庁のリアルタイム情報（気象警報・注意報）

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>